様式第2号(第5条関係)

誓 約 書 兼 同 意 書

私は、八頭町県外学生保育施設就職奨励金の交付に関し、以下の事項について誓約及び同意します。

【誓約事項】

　１　現在在学中の指定保育士養成施設を卒業し、かつ、町内の保育所での就業までに児童福祉法（以下「法」という。）第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けること。

２　勤務予定先の保育所を含む町内保育所において、1週当たり20時間以上、かつ、1月当たり20日以上の勤務条件により、勤務開始日から1年以上継続して勤務すること。

３　次のいずれかに該当する場合は、交付を受けた就職奨励金を速やかに返還すること。

(1)　就職奨励金の交付の決定を取り消されたとき（次のいずれかに該当する場合)。

　　ア　虚偽その他不正な行為により就職奨励金の交付決定を受けたとき。

イ　就業までに県外の指定保育士養成施設を卒業しなかったとき。

ウ　就業までに法第18条の18第1項に規定する保育士の登録を受けなかったとき。

エ　町内の保育所の就職内定が取り消された、又は、交付決定者が町内の保育所への就職を辞退するなど交付決定者の責に帰すべき事由により町内の保育所での就業を開始しなかったとき。

オ　その他町長が不適当であると認めたとき

(2)　町内の保育所で1年間継続して保育業務に従事しなくなったとき（ただし、町内の保育所のいずれかで1年間継続して勤務した場合はこの限りでない。）。

(3)　勤務条件の変更により、勤務開始日から1年以内に、1週当たり20時間以上、かつ、1月当たり20日以上勤務しなくなったとき。

【同意事項】

　　　八頭町県外学生保育施設就職奨励金の交付決定に関する審査事務のため、勤務予定先の事業者が私の就労・勤務状況等の情報を八頭町に提供すること、また、八頭町の関係部署内で私の町税等の納付状況等の情報を共有すること。

　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　㊞